

JFMA JOURNAL

ジャフマ ジャーナル 18

2016 SPRING No.182

公益社団法人 日本ファシリティマネジメント協会
Japan Facility Management Association

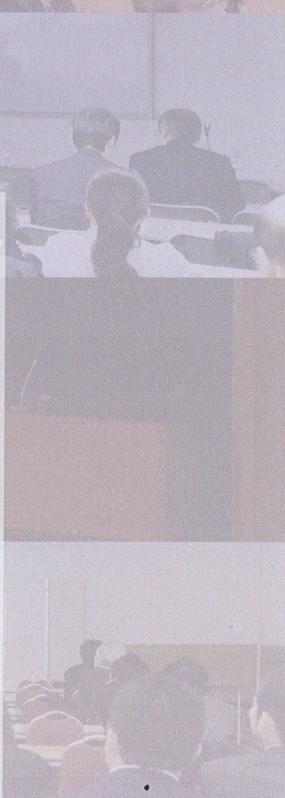
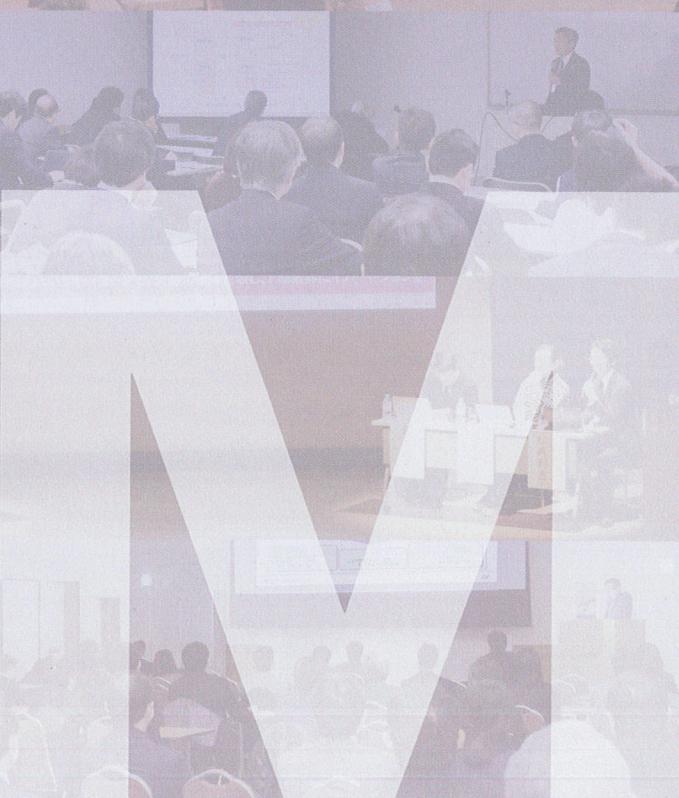
第10回 日本ファシリティマネジメント大会

JFMA FORUM

ジャフマフォーラム

2016

特集号



アスベストを取り巻く 厳しい環境と対策の 重要性

宮崎 恒一 みやざき こういち

株式会社エコ・24 専務取締役



2014年6月に2つのアスベスト規制法案が大胆に改正施行された。

1つ目の大気汚染防止法（環境省）では、アスベスト処理に関する工事等の届出義務者が工事業者から発注者に変わったのである。つまり何か問題や事故が起きれば建物所有者の責任が罰則規定を伴って追及されることとなる。

2つ目の石綿障害予防規則（厚労省）では損傷・劣化などで石綿粉じん発散の恐れがある場合には除去・封じ込め・囲い込みが必要とされ、アスベストは建物を壊す時に対処すれば良いというものではなく、本来はすぐに何かしらの対処をしなくてはならないこととなつた。

しかしながら多くの自治体や企業の施設の天井裏や機械室、エレベーターシャフト、煙突などの普段は人目に触れないような場所ではアスベストはまだ残っており、放置されているのが現状である。

こうした箇所のアスベストはコスト的な負担もさることながら、高所・狭所のような物理的に除去が難しく、長期間の営業や稼働も止められず、近隣住民やテナントなどにも細心の配慮をしなければならないなどの事由でアスベストを処理したくてもできないのが現状であった。

しかしながら、2012年4月に国の認証機関よりCAS工法というアスベスト無害化技術（建設技術審査証明1201号）が認証された。

この技術が認証されたことにより、これまで対策が困難であるとされた鉄道や空港、デパート・スーパー、警察、病院、オフィスビルなどの稼働を止めずにアスベストを無害化できるようになった。また作業

場内に危険な形状のアスベスト粉じんが舞うことがなくなり、安全に作業できるようになったのである。アスベストへの取り組みに意識の高い自治体や企業では、本技術を特記仕様に組み込むことによりアスベスト工事への万全なリスクヘッジをとる事例が多くなってきた。

CAS工法は、今後維持して使用しなければならない建物にはアスベスト無害化封じ込め処理を行い、解体・改修する建物には無害化処理剤をアスベスト除去中の飛散抑制剤として使用するとともに、除去後にも躯体対象面へ飛散防止剤として使用するアスベスト無害化技術である。本工法は、これまでアスベスト対策が難しいとされてきた商業施設や公共施設などで大変有効な処理手段であるとの評価を受けているのである。

昨今、アスベストに関する事故や訴訟等が多く報道されるようになって一般市民の危機意識は徐々に高まっている。耐震偽装や食材偽装のように、アスベストが、いつ大きな社会問題になんでもおかしくないといわれている。

建物・設備の専門家であるJFMAの会員にはアスベストを取り巻く環境の厳しさを理解し、アスベストへの対応について、できるだけ早めの準備と安全な対策を行うことの重要性を認識していただきたいと、切に願うものである。